

百丈古清規變化過程の一考察

鏡 島 元 隆

一

周知のように、禪宗で初めて清規を制定したのは百丈懷海（七四九—八一四）であるが、『百丈清規』がいかなる内容をもったものかは、遺憾ながらその全容を知ることができない。

『百丈清規』は早く散逸して、今日ではその原本を見ることができないからである。現在、『百丈清規』と称するものが存するが、それは元の至元四年（一二三三—八）、成立した『勅修百丈清規』であって、元来の『百丈清規』とはその内容が大いに異なるものと考えられる。唐代に成立したものの『百丈清規』と、元代に成立した『勅修百丈清規』では、その間に五百年以上の時代の経過と社会の変遷が存するから、後者をもって前者を推定することはできないのである。百丈古清規から『勅修百丈清規』の成立にいたるまでに中国禅林では、『禅苑』・『入衆日用』・『校定』・『備用』の四清規が成立しているのであって、これら各清規の間にもそれぞれの時代・社会を

反映した相違が認められるのである。即ち北宋の徽宗の崇寧二年（一一〇三）、長蘆宗賾は『百丈清規』に多くの変容が加えられ、「叢林に蔓衍して見るに堪え」（禅苑清規序）ないものがあるのを慨いて、百丈の古意を發揮しようとして『禅苑清規』（崇寧清規）を編纂したのである。次いで、南宋の寧宗の嘉定二年（一二〇九）、無量宗寿は叢林の初心者入門のために規矩を明らかにしようとして、『入衆日用清規』を制定し、その後、南宋度宗の咸淳十年（一二七四）、惟勉が『校定清規』（咸淳清規）を、元の仁宗の至大四年（一二三二）、沢山式咸が『備用清規』（至大清規）を制定している。『勅修百丈清規』は、元の順宗の至元四年、百丈山の住持東陽德輝が笑隱大訢とともに勅詔によってこれを編成したものである。德輝はこれを編するに当って、宗賾の『禅苑清規』と、惟勉の『校定清規』と、式咸の『備用清規』を参照して制定したのである。それは、『百丈清規』が伝写の間に諸本に異字異文が多くて適従するところを知らなかったからであるが、德輝の制定も

『百丈清規』の原本はすでに散逸して、上述の三清規によるほかはなかったのである。

さて、これら各清規は百丈古清規をどのように変容しているか、それはまたいかなる事情に基づくか、ということがいま明らかにしようとする問題であるが、元来の百丈古清規の全容が知られない以上、これを正確に示すことは不可能である。ただ、元来の百丈古清規がいかなるものであったかは、現存する資料としては、『宋高僧伝』第十所収の百丈懷海伝、『景德伝燈録』第六卷百丈伝に付せられた『禪門規式』、『苑清規』の後尾にある『百丈規繩頌』、『勅修百丈清規』巻八後部に付された楊億の『古清規序』等によってわずかにその面影を偲ぶことができるのであって、いまこれによって百丈古清規の変化の様相をうかがってみよう。便宜上、禪生の生活、伽藍、職位、修行の三方面に分けて、それぞれの面の变化と、その基づく事情を考察してみることにする。

二

まず、禪宗伽藍として、今日、主要な伽藍を構成しているものに、七堂伽藍がある。七堂伽藍の称はひとり禪宗のみに限るものではないが、禪宗における七堂とは、山門、仏殿、法堂、庫院、僧堂、浴室、東司の七堂宇である。然し、七堂伽藍の称は、日本禪林にきたって初めて定形化されたもので

あり、その名称は一条兼良（一四〇二—一四八一）の『尺素往来』をもって最古の文献とすると言われるから（横山秀哉氏。禪宗建築の研究第二編曹洞宗伽藍建築の研究）、中国禪林にその典拠が求められるものではない。古い時代の中国禪林において、禅院として具備すべき主要な伽藍はいかなるものであったか、ということは問題である。

『禪門規式』において、七堂の中、その名称が見えるものは、法堂、僧堂だけである。然し、庫堂、東司、浴室は衆僧の共同生活にとって欠くことのできないものであるから、名称が見えなくても存在したに違いない。七堂以外で、『禪門規式』にその名称が見えるものは、方丈、寮舎である。方丈は住持の居室であり、寮舎は十務即ち十主事が首領として大衆を分掌した十舎をいうのである。

右の伽藍構成において、もっとも注目すべきものは、仏殿が存在しないことである。百丈は禪宗の伽藍として、仏殿を建てずに、ただ法堂を構えたのである。これについて、『禪門規式』では、

仏殿を立てずただ法堂を構ふるものは、仏祖より親受せる当代を尊となすを表はすなり。

と述べている。法堂は一山の住持の上堂説法するところであって、百丈によれば、一山の住持は仏に代わって説法するのであり、この説法するところが法堂であるから、禪宗の伽藍

としては法堂がもっとも重要とされたのである。仏殿はいうまでもなく仏をまつる堂宇であるが、百丈からすれば、現身の仏としての住持が常在している以上、あらためて仏をまつる堂宇を必要としないというのである。¹⁾

このように、原始禅院においては仏殿は存在しなかったのである。それでは、どうして百丈が必要としなかった仏殿が禅宗伽藍の中にとり入れられ、やがて重要な伽藍の位置を占めるにいたったのであろう。一つの理由は、古い時代には禅院と律院とは必ずしも明別されていたのではなく、禅宗の祖師も律院に住して祖師禅を挙揚したからして、律院に存在していた仏殿がおのずから禅院に移入されたと考えられる。然し、主たる理由は、禅院自身が百丈の規誡にもかかわらず、仏殿の存在を必要とし、これをとり入れざるを得ない事情に迫られたことによるものであろう。唐代の一般寺院にとって、早くから仏殿が存したのであって、仏殿は国土の安隱や国王の聖寿を祈る堂宇であり、さらに貴族の延命息災を祈る堂宇であった。原始禅院が仏殿を必要としなかったのは、百丈が国王や貴族との結びつきを拒否し、自給自足の生活を禅院に課したからである。然し、後の禅院では次第に自給自足の生活を維持することが困難となり、特に宋代の社会になると、禅院の自給自足体制は崩壊し、檀信依存体制に移らざるを得なくなったのである。どうして原始禅院の自給自足の生

活が宋代にいたって崩壊したかと言えば、それは唐から宋へかけて中国の社会生活が経済的に大きく変動し、物々交換経済から貨幣経済へ移行したからである。唐代においては、貨幣経済はなお貴族社会だけのものであり、庶民はなお物々交換経済であった。原始禅院が自給自足の生活を営んだのは、禅院だけが社会から孤立して自給自足の生活をしたのではなく、一般の庶民も自給自足の生活であり、それ故に禅院も自給自足の生活を営むことができたのである。然るに、宋代になると貨幣が流通し、一般庶民もすべて貨幣経済に立つようになったのである。ここにおいて、禅院だけが物々交換経済に立つ自給自足の生活を維持することは困難となったのである。禅院の生活は自給自足体制から檀信依存体制へ移らざるを得なくなったのである。このように、禅院の生活が檀信依存体制へ移れば、檀信の要請に応えて祈禱の道場としての仏殿が禅宗伽藍の中にとり入れられてくるのも当然である。

然し、禅院に仏殿がとり入れられても、仏殿は禅宗伽藍としてその当初においてはまだ重要な位置を占めたものではなかった。この仏殿の禅宗伽藍にとり入れられる過程において、ここに注目すべきは大殿の存在である。大殿は、大蔵殿の略称と解すれば蔵殿の意味であるが、大雄宝殿の略称と解すれば仏殿の意味である。蔵殿を大蔵殿と呼んだ例は、『伝燈録』卷二〇雲居道膺（一〇九〇二）の法嗣歙州朱谿謙の章に、

「饒州刺史、師がために大藏殿を造る」という例が見出される。後の用法から言えば、大殿はもちろん仏殿であるが、然し『禅苑清規』においては大殿の意味は藏殿であるか、仏殿であるか、あいまいである。この『禅苑清規』の大殿について、横山秀哉氏は「大殿は勿論仏殿」（禅宗伽藍建築の研究第三編禅宗伽藍殿堂の研究）として、これを仏殿と同視しているが、『禅苑清規』の大殿をただちに仏殿と解するには疑義がある。むしろ、大殿の意味は藏殿から仏殿へ転化したのである。その過渡に立つのが、『禅苑清規』の大殿であると解せられるのである。その転化の事情は、次のようである。

『禅苑清規』によれば、藏殿は経藏と看経堂とから成るのである。経藏は大藏経を収蔵するところであり、そこには聖像を安置し、殿主（藏殿主）がこれを管理したのであり、看経堂は机案を設けて、ここにおいて衆僧が経巻を閲読したのであり、看経堂首座がこれを管理したのである。この経藏を管理する殿主と、看経堂を管理する看経堂首座は藏主の配下であって、藏主は経藏と看経堂全体を統轄したのである。経藏と看経堂は別々の建物ではなく、藏殿一堂の中の分局であることは、今日の図書館の書庫と閲覧室のごときものであったであろう。衆僧は看経堂で經典を閲読するには、殿主のもとに赴いてこれを出納してもらったのである。この藏殿の中の経藏には聖像が安置されてあったから、古くはここにおい

て施主の看経が行なわれたのである。趙州や洞山等が施主から浄財の喜捨を受け、「転大藏経」を請われたことが、『趙州録』や『洞山録』に見えるが、それはこのことを示すものである。然し、唐代の禅僧においては王侯貴族との結びつきが深くなかったからして施主からの要請も藏殿において行ない得たのであるが、宋代に入ると檀信よりの要求が増大し、それに応じて禅院の法儀も増加していったから、元来が大藏経を収蔵する経藏である藏殿において法儀を行なうよりも、仏殿において行なうことの方が好都合となったのである。かくして、従来、藏殿において行なわれていたこれらの法儀は、やがて仏殿で行なわれるようになったのである。『禅苑清規』で殿主の職位は、あるいは藏主の選請によるものとされ（卷三）、あるいは維那の所謂の職位とされ（卷二）、その位置があいまいであるのは、二人の殿主が存在した意味ではなく、恐らく殿主の職位が藏殿主から仏殿主へ移行したことを示すものである。

然し、禅院に仏殿がとり入れられ、それが次第に活用されてくると、それに従ってこの藏殿の意味が反対に縮小していったものと思われる。即ち、国王の国忌や聖節の諷経、あるいは檀信の祈禱諷経が藏殿から仏殿に移行すると、藏殿内の経藏は単なる輪藏に過ぎなくなり、また衆僧の看経が藏殿より衆寮へ移行すると、藏殿内の看経堂は看経堂としての意味

を失っていったのである。この推移は、南宋時代にはすでに明らかであるが、北宋時代の『禅苑清規』においては、藏殿はなお仏殿よりも重要な位置を占めていたのである。

『禅苑清規』において、藏殿が仏殿より重要な位置を占めていたことは、施主の請によって看経する場合、看経の堂宇は「藏下或法堂上」(巻六)とあって、仏殿はまだ示されていないことよって知られる。『禅苑清規』で仏殿の名称が見えるのは、「毎日晚参には、仏殿前において仏を礼すべし」(巻九)という一例が存するだけである。次にまた、藏殿を主管する蔵主の職位が仏殿を主管する殿主の職位よりもはるかに重要な位置にあることよって知られる。『勅修清規』からは知殿は六頭首の一員であるが、『禅苑清規』では殿主は、閣主、塔主、羅漢堂主、水陸堂主、真堂主等と並んだ一小頭首に過ぎない。これに対し、蔵主は六頭首の中で首座・書状に次ぐ重職である。

以上によって見れば、『禅苑清規』においては藏殿の方が仏殿より重要な位置を占めていたことは疑いない。このように、藏殿が仏殿より重要であることは、仏殿を建てないという百丈古清規元来の立て前が『禅苑清規』になお跡を留めているところであって、『禅苑清規』が百丈古清規の面影を伝えて一証拠である。

中国の清規史の上で、仏殿が明確な形で登場し、重要な位

置を占めたのは、南宋に成立した『入衆日用清規』および『校定清規』以後である。北宋に成立した『禅苑清規』では、住持の入院について、

入院。三門下に焼香し当に法語あるべし。僧堂前に就いて包を解き、了って後架に洗脚し、入堂し聖僧に奉じて焼香す……掛搭訖って、新住持人先づ大殿に到る。(巻七)。

と示しているが、『校定清規』では、

住持、門首に至る。三門を指して法語あり。次に仏殿に焼香し法語あり。次に僧堂に帰って掛搭す(巻上)。

と示している。両清規の相違は、『禅苑清規』では掛搭が終つて後に大殿にいたるのに対し、「校定清規」では掛搭前に仏殿に焼香するに過ぎないが、このわずかな相違の中に禅院において仏殿の占める位置の比重に変化が起ったことを示している。

仏殿とともに、後の七堂伽藍として注意すべきものに、三門がある。百丈古清規に三門が存したかどうかは明らかでないが、『禅苑清規』では三門は文字通り三つの門を意味したと思われる。それは、『禅苑清規』巻二迎接に

知事は二門の外に在り、首座已下は三門の内在り。という言葉が見られるからである。後世の解釈では、禅院における三門は山門と同義であり、ただ一門としての山門を三

門と呼ぶのは、空・無相・無作の三解脱門を表わしたからであるという説（釈氏要覽卷上）が広く行なわれているが、然し、これは三門が一門として固定化された後世の解釈であつて、正確な解釈ではない。禪院の三門が古くは總門（外山門）、中門、山門（正山門）の三つの門から成り、それが後に両側に脇門を擁した山門、あるいは脇門も略した一門としての山門に歴史的に変化したものであることは、横山博士が『支那禪刹図式の研究』（禪宗建築の研究第一編）においてつとに指摘しているところである。

三

禪宗叢林における職位として、『禪門規式』は住持のもとに十務が置かれたと述べているが、十務が何であるかは具体的には分らない。『禪苑清規』の四知事六頭首はこれを受けたかと思われるが、『禪門規式』でその名称が知られるものは、飯頭・菜頭・侍者・維那だけで、それ以外にいかなる名称の職位があつたのかは、明らかでない。

百丈古清規の職位で注意をひくのは、住持のことを長老とも言い、化主とも呼んでいることである。即ち、『禪門規式』には、

凡そ道眼を具へ、遵ふべきの徳あるものをば、号して長老と曰ふ。西域の道高く臘長せるを須菩提と呼ぶ等の謂

の如し。既に化主となつて、即ち方丈に処す。

と述べている。住持は道高く臘長せるからして長老と呼ばれ、教化の主人であるから化主と言われるのである。然るに、『禪苑清規』にいたると、化主の意味は教化の主人の意味から勸化主任の意味へと転化したのである。この化主の意味の転化は禪院の生活が自給自足体制から檀信依存体制へ移行したことを端的に反映するものとして興味があるが、その転化は恐らく次のようにして行なわれたものであろう。

百丈時代の禪院は、住持の徳望を慕つて集まつた数十人ないし数百人の僧衆が集まつて自給自足の生活を営んだと思われるが、これらの僧衆の団体生活を維持することは容易なことではなかつたにしても、禪院の経営は住持を補佐して僧衆を統率した十人の主事に委ねられ、住持はただ僧衆の修行の指導に専念すればよかつたのである。然し、宋代になると社会経済の変動によって、禪院は自給自足の生活から檀信依存の生活に生活基盤が変化したのである。ここにおいて、禪院の住持も禪院の経営に超然たることもはや許されなくなつたのである。宋代の禪院の住持に要求されたことは、衆僧の修行の指導者としての卓越性ととともに、叢林を維持する経営の手腕である。宋代の禪院の住持は、自から諸方の施主のもとに赴いて、施主を勸化し、それから得た施物・浄財によつて叢林の運営に資したのである。宋代の禪宗語録に、しばし

ば出隊上堂、還隊上堂の法語が見られるが、これは住持が勸化のためにしばらく叢林を離れ、山門を出るに際し、あるいは山門に還えるに際し、衆僧のため上堂して一場の説法を試みたものである。然し、このように住持がある期間叢林を留守にすることは、禅院の運営維持にとっては已むを得ないことであっても、衆僧の修行の指導面において種々の不都合を生じたであろうことは察するに難くない。ここにおいて、住持は自身が勸化する代わりに勸化専門の職位を設け、彼をして檀信徒の勸化に当らしめるようになる。かくして生まれた職位が化主であろう。それ故に、化主はその起原においては住持の代行であり、住持の職能の移譲であって、後にこの意味が消えて檀越勸化の専門職として独立したものとと思われる。『禅苑清規』では、住持は化主の出発に当って、陞座餞送し、偈頌を呈して道心を激発し、自から門首まで送ることが規定されているのは（巻五）、このことを示すものであろう。化主という言葉が、元来は教化主人としての住持を意味し、それが後には勸化主任を意味するにいたった経緯は、このような社会経済の変化による禅院自身の生活基盤の変化に基づくかと考えられる。

『禅苑清規』では、住持のもとにあってこれを補佐し、大衆を統率する職位は四知事・五頭首ないし六頭首であって、これらの職位は任期一年であるから、一年ごとに交代したの

である。後には知事職と頭首職とは東序と西序としてその地位が固定し、相互の交流も行なわれなくなるのであるが、『禅苑清規』においては『勅修清規』の述べているごとく、「古は猶ほ東西位を易へ、こもこも之を職とす。班資尊卑を以て謙とせず」（巻四）というように、東西の間に上下尊卑の位序は存しなかったものと思われる。『禅苑清規』にいう四知事とは監院・維那・典座・直歳であり、五頭首とは首座・書状・藏主・知客・浴主であり、六頭首はこれに庫頭を加えるのである。後世は知事・頭首は六知事・六頭首に定形化されるのであるが、『禅苑清規』では住持の法堂における上堂説法を聞くに東序は四知事であり、西序は五頭首であって（巻二）、それが不整合と映らなかつたところに形式的整合を問題としない、修道本位の『禅苑清規』の特色が見られるのである。監院は、『校定清規』にいたれば、都寺・監寺・副寺の三職位に分れるのであるが、それが『禅苑清規』では監院の一職位で足りたのは、後にいたるほど禅院の経済機構が複雑となり、監院の職掌が繁忙となったことを示すものであろう。

『禅苑清規』における庫頭は、禅院の収支の出納をつかさどる職位であるが、その位置はあるところでは頭首位に入らないのに（巻二上堂、巻二請頭首、巻六出入）、あるところでは頭首位に列せられて（巻四庫頭、巻五下頭首）、前後不整合である。そのことは、庫頭の職位は従前庫司（監院）が

分担していた職能であるが、それが禪院の經濟機構の複雑化に伴い、庫司の職能の分化が行なわれ、會計専門の職位として独立したのである。

然し、庫頭はその成立の当初においてはまだ頭首位にも入らない小職であったが、次第にその地位が重くなり、『禪苑清規』の成立した北宋時代にはすでに庫頭は六頭首の一員に加えられたのであり、さらに『校定清規』の成立した南宋時代には副寺として六知事の一員に昇格したのである。清規におけるこのような庫頭の位置の変化は、そのまま禪院において經濟生活の占める比重の増大を物語るものである。

この庫頭が六頭首の一員に列せられたことについて、無著道忠の『禪林象器箋』は、

六中、庫頭の一は是れ知事なり。然れども既に概して六頭首と称するは、多に随つて名を得るなり。

と説いている。無著のこの解説は、『勅修清規』（卷四）に副寺を述べて、「古規曰庫頭」とあるに従つたものであろうが、この解説は正確ではない。庫頭が即ち副寺ではなく、庫頭は後に昇格して副寺となったのである。庫頭が副寺であるのは歴史的経過を経て後に成立したものであって、それが初めからすでに副寺として存したように説くのは、後世の意義を前代におし及ぼす誤りである。

叢林の職位の變化として注意すべきものは、禪院の生活基

盤の變化が叢林の職位に及ぼした影響である。それは、職位の位置に變動をもたらしただけでなく、新たな職位の増設となつて示されたのである。宋代の禪院においては、原始禪院において存するはずのない職位が設置されている。さきに述べた化主は、自給自足の生活に立つた原始禪院においては、存在するはずのない職位であるが、それが『禪苑清規』に登場したのは北宋時代の禪院が、すでに自給自足体制から檀信依存体制へ變化したことを示すものである。同じことは莊主の職位についても言える。

莊主とは、莊園を管理する職位であるが、それは自給自足の生活に立つた原始禪院においては、その存在を必要としない職位である。百丈が示寂したとき、門下が集まつて五件のことを決議しているが、その中に「一に台外及び諸処に莊園田地を置くことを得ず」（百丈塔銘）というのがある。原始禪院は、土地を小作人に賃貸して、小作料の収入によって寺院の運営に資するという、唐代の一般寺院において行なわれていた經營策を拒否したのである。それは、自給自足の生活に立つていた唐代の禪院においては可能なことであつたが、宋代の禪院においてはもはや不可能となつたのである。唐代の一般寺院は、貴族の模倣をして莊園を所有し、貴族の営んだ碾磑（製粉・精米）、邸店（貸倉庫）、店舗（貸商店）、車房（貸馬車）、製油などの事業をさかんに經營したのであり、

さらにそれによって得た金銭を無尽財として金融事業を行ない、寺産の増大をはかったのであるが（道端良秀氏。唐代仏教史の研究）、これらの事業の大半は宋代の禅院にとり入れられたものと思われる。『禅苑清規』の直歳の職務規定の中に、碾磑・田園・荘舎・油房・後槽・鞍馬・舡車等の管理が示されているのは（巻三）、単に自家使用ではなく、これらが経済的事業として行なわれたことを思わせる。これがもっとも明らかに示されているのは、荘園である。

この荘主の職能について、『禅苑清規』では次のように規定している。

莊主の職は官の二税を主る……客戸を安停し、良家を選択して、針線の婦人は常に頭処に居し、錢穀の文曆は収破分明にして、酒肉葱薤を門に入らしむること無かれ……秋成の場には戸主客と抽分計結し、分曆分明に、更に多方と饒し借す（巻四）。

これによって見れば荘主は秋の収穫時に客戸（小作人）と協議して輪租の額を決定し、必要以上にわたらないように徴収し、錢穀の出納簿を明確にせよと説かれているのである。官の二税とは、客戸が国と地主との両者に二重に輪租したための呼称であるが、荘主はこの二税を徴集したのである。右の文中の錢穀云々は、地租に錢と穀物との両方が存したことをいうものであって、南宋時代の小作料がほとんどみな物納

であるのに（周藤吉之氏。唐宋社会経済史研究）、北宋では錢物二者が行なわれたことを示すものである。北宋時代の禅院の地租徴収は、主として荘主一職によって行なわれたものようである。南宋にいたると、地租徴収職として荘主を補助する監収が加えられ、監収が地租徴収に当たるのであるが、『禅苑清規』では監収の名称は見えない（巻十）、その職能は何ら示されるものがない。北宋から南宋に入って、禅院の荘園は増大し、荘田、荘務が繁忙となるに伴って、監収が威権を振うにいたるのである。元代に成立した『備用清規』では、監収が典座と共謀して悪事をなした事実が挙げられ（巻七）、さらに『勅修清規』にいたると、

古規に初め莊主、監収なし。近代まさにこの名を立つ。この名一度び立つてその弊百出す。住持となつて私に匪人を任ずる者これあり。利によって曲げて循ふ者これあり。党を樹て、充つる者これあり。力をたくらべて充てんことを争ふ者これあり。公を蠶み、私を害すること枚挙すべからず。匡し救はんことを欲すと雖も未だこれを如何ともせず（巻四）。

と説かれるにいたるのである。荘主・監収は職位としては頭首にも入らない小職であるが、地租徴収職として経済的利得に結びつく職であるから、後世では種々の悪弊が生まれたものであろう。

四

叢林の修行として、『禪門規式』の伝えるところによれば、原始禅院の修行は住持長老と大衆の間の説法請益を中心とするものであった。これについて、『禪門規式』では、

闔院の大衆、朝参夕聚す。長老上堂陞座し、主事・徒衆鴈立して聆を側つ。賓主問酬して宗旨を激揚す。

と述べている。住持の上堂説法は朝夕行なわれたのであり、僧衆はこの座に列して法益に浴し、疑点を問い質して宗旨を明らかにしたのである。原始禅院において、坐禅がいかに行なわれたかは明らかでない。『禪門規式』には、「入室請益を除いて、学者の勤怠に任す」とあるから、坐禅の勤怠は学人に任せられたものであろう。このように言えば、いかにも怠惰なもの、坐禅は怠け放題のように受けとれるが、むしろ坐禅の時節を規定する必要があるほど坐禅が行なわれていたと解すべきであると思われる。

これが『禅苑清規』にいたると、上堂説法は五参上堂・三八晚参として定形化されたことが注意される。即ち、『禅苑清規』においては、上堂とは住持が定期に法堂に上って大衆のために説法することであり、小参とは住持が不定期に、朝夕方丈において説法することである。定期の上堂とは、一日・五日・十日・十五日・二十日・二十五日と五日ごとに住持が

説法することで、「五参上堂」という言葉は『校定清規』に見られる言葉で『禅苑清規』には存しないが、「禅苑清規」の「五日陞堂激揚宗旨」（卷二）というのは内容的にはこれと異ならないから、「五参上堂」が行なわれたわけである。ただし、『校定清規』以後の「五参上堂」は、一日・十五日を祝聖として「旦望上堂」と呼び「五参上堂」から除外したから、『禅苑清規』における「五参上堂」が月六回であるのに、『校定清規』以後のそれは月四回である。

小参は、住持が随時方丈において行なう説法で、定期的な上堂の間隙を補う重要な意味をもつものである。これが朝行なわれれば晨参であり、晩行なわれれば晩参であって、これが住持の都合によってとりやめられることが、放参である。後世の用法では、放参とは晩参がとりやめられる意味にのみ用いるが、『禅苑清規』では晨参がとりやめられる意味にも用いられている（卷二）。このように、小参は『禅苑清規』では元来、随時に朝夕行なわれたものであるが、「三八晚参」という言葉も見えるから（卷十）、小参がやがて三日・八日・十三日・十八日・二十三日・二十八日の月六回の晩参に定形化されていったものであろう。

『禅苑清規』では、坐禅の時節については特に規定を設けていない。『禪門規式』の「入室請益を除いて、学者の勤怠に任す」が守られているのである。それが、黄昏・後夜・早晨・

晡時のいわゆる四時の坐禅として規定されたのは、南宋に入
って後のことと思われる。『永平清規弁道法』はこれを記述
した最初の清規であろうが、それは南宋禅林で行なわれてい
たものの成文化であって、道元禅師が新たに規定したもので
はない。四時の坐禅は、中国清規では『校定清規』に見出さ
れる（巻下）。

原始禅院の修行としてもっとも注目すべきものは、百丈に
よって定められた普請の規定である。普請とは、大衆を普く
請して勤勞することであって、『禅門規式』には「普請の法
を行ふものは、上下力を均うするなり」と述べられているだ
けであるが、百丈元来の意味においては、普請とは生産的勤
勞の意味であったと考えられる。原始禅院は自給自足の生活
であるから、開懇・耕作・收穫・採薪・運水・洒掃・調食の
一切の勤勞が衆僧すべてに依存し、大衆の普請を要したので
ある。その意味で、衆僧の勤勞は生産につながった労働であ
って、それは上は住持から下は行者にいたるまで一人も除外
例を許さないものであった。この『禅門規式』において見ら
れる「上下均力」の精神は『禅苑清規』においてもなお守ら
れている。『禅苑清規』では、

普請は寮主直堂を除いて、竝に須く齊しく赴くべし。住
持人、疾病官客を除いて輒ち赴かざれば、侍者衆を出づ
べし（巻二）

と説かれ、住持といえども理由なくして普請に赴かない場合
には、侍者は責任をとって院門を下山しなければならぬと
規定されたのである。

このように、『禅苑清規』は百丈古清規の「上下均力」と
いう意味はこれをきびしく守ったが、然し普請の原始的意味
である生産的勤勞の意味はかえってこれを減退させることと
なった。それは、北宋へ入って禅院の自給自足生活が崩壊し、
檀信依存生活へ移行するとともに、禅院の生活を支えていた
各分野がそれぞれ専門職化していったからである。即ち、
『禅苑清規』では、衆僧のために「行乞」するものに街坊・
化主があり、衆僧のために「執勞」するものに園頭・磨頭・
莊主があり、衆僧のために「作務」するものに直歳がある等
々（巻八）、それぞれの生活の部門が専門職化され、これらの
分野はそれぞれの職位が衆僧に代わってこれを行なったか
ら、衆僧は直接それらに従事する要はなくなったのである。
それは、衆僧をしてこれらの業務から解放して、修行に専念
させるためであったには相違ないが、同時に普請の意味をは
なはだしく狭め、且つ勤勞における生産的意味を失わせる
結果を招くこととなったのである。後世、普請という言葉が
生産労働という百丈の古意を離れていって、非生産的な労働、
例えば禅院内外の掃除というような限定された意味に用いら
れるにいたったのは、『禅苑清規』がその端を開いたもので

あろう。

註

- 1 仏殿が禅宗伽藍の一堂宇にとり入れられ、やがて主要な伽藍の位置を占めたのはどの時代かということは、明らかにされなければならぬ問題である。これについて、横山秀哉氏は、「景德伝燈録を精査すると凡そ卷一八までに載せる祖師の中には仏殿に關係する記事が殆んど見られないのに、卷一九以後に至って俄かに仏殿の文字を多く見る様になる。これ六祖下八世の時代以後に当り、仮にこれを目安とすると、仏殿が禅刹の中心伽藍として復活してきたのは、丁度臨済や徳山等の極端な経教排斥のあとの反動期に当る唐末五代の頃と見て大過なからう」（禅宗建築の研究第三編禅宗伽藍殿堂の研究）と主張されている。然し、私はもっと時代が下ると考えている。北宋時代の『禅苑清規』においても、仏殿は「禅刹の中心伽藍」の位置を占めてはいないからである。
- 2 藏殿は『禅苑清規』においては経蔵と看経堂から成る一堂宇であるが、南宋時代には経蔵と看経堂は別々の建物となった（五山十刹図）。それは、経蔵における法儀が仏殿へ移ったために経蔵は単なる輪蔵となり、看経堂の行事は衆寮へ移ったために看経堂としての存在理由を失ったからである。従って、南宋時代の禅を伝えた日本禅宗では藏殿および蔵主は元来の意味を失って、有名無実なものとなったのである。
- 3 宝永六年（一七〇九）臨泉堂藏板の『禅苑清規』による。寛政八年（一七九六）吉祥山藏板およびこれによった曹洞宗全書
- 4 化主が禅宗で古く住持の意味に用いられたことは、『景德伝燈録』に「苟も悟禅師を得て化主と為ば、必ず能く我れに福せん」（卷十四）というような例で知られる。然し、後世は住持の意味は死語となって、もっぱら勸化主任の意味に用いられ、『禅宗辞典』（光融館刊）でさえ住持としての原始の意味を載せていない。然し、真言宗の一派、智積院などでは今日でも住持の意味に化主を用いている。
- 5 禅院における職位の名称の大部分は、律典、あるいは教院で用いられていたものの借用と思われるが、禅院では禅院独自の意味を与えたのである。元来は、「典座とは牀座を典主するを謂ふ」（僧史略卷中）と言われるように、僧の座位をつかさどる職位である典座が、禅院では食事をつかさどる職位に意味を変えられたごとき、その好例である。なお、次注参照。
- 6 庫司という職名は、教院では監寺と区別され、監寺のもとに従属する職位の意味に用いられているが（円仁。入唐求法巡行記卷一開元寺）、『禅苑清規』では庫司は庫司知事の略で、監院と異名同義である。堂司が維那を指すとともに維那のいるところ（僧堂）を指すように、庫司は監院を指すとともに監院のいるところ（庫堂）を指すのである。庫司が監院の意味であることについては、道元禅師も『禅苑清規』の「結夏煎点写厨庫司

比丘某甲」を『正法眼藏安居』に引用して、「知事の第一の名字」と述べている。『永平清規』では、六知事であるから庫司は都寺であるが、『禪苑清規』では四知事であるから監院である。この点、三島一氏が「叢林に於ける庫司の職掌に関する一考察」（加藤博士還暦記念東洋史集説）において庫司の職務がすこぶる広汎なものであることを指摘しながら、庫司が監院と同じなのか、異なるか、その関係を明らかにしていないのは、教院における監寺と庫司との区別の用法を禅院の職位にもちこんだためのあいまいであろう。

7 南宋の『校定清規』では、庫頭は昇格して副寺として知事位に入り、その後任に殿主が昇格して知殿として頭首位に列せられている。

8 四時の坐禅が南宋の叢林で行なわれていたものであることは、榮西が「然れば則ち四時の坐禅懈怠なく云々」（興禅護国論卷下）とこれを伝え、蘭溪がまたこれを伝えている（建長寺法語規則）ことによって明らかである。然し、四時の坐禅の規定は、『禅門規式』にも『禪苑清規』にも存しない。智顛が国清寺において作った僧团規則である『国清百録』には、「四時坐禅六時礼仏」という規定が存するが（立制法第一）、これが禅院の四時の坐禅の規定に影響しているかどうかは、あらためて考察したい。

9 この普請に関し、円仁の『入唐求法巡行記』が赤山の僧院（法華院）について述べていることは（巻二）、ライシャワーが指摘しているように、注目すべき事実である。ライシャワーの『世界史上の円仁』は、これを次のように述べている。「こ

の僧院の役職はまわり持ちになっていた。おそらく一年交替であったろう。ここ長老といえども他のものと一緒に台所で働き、あまつさえ僧院の生活物資の庫に薪がなくなると、僧院の住房中の僧侶たちは総出で老いも若きも薪を集めに出かけた。」円仁の見た赤山の僧院では、普請が行なわれていたのである。また役職位の任期は、『禪苑清規』が伝えている一年交代であったのである。このことは注意すべきことである。百丈の生存期間は七四九―八一四であり、円仁の入唐期間は八三八―八四七である。百丈の住した百丈山は江西省であり、円仁が巡行した赤山は山東省である。時代的にはあまり距っていないが、距離的にははなはだ距っているこの赤山において、禅宗清規と同じことが行なわれていたのは、『百丈清規』の影響であるか、天台の僧团規制によるものであるか、両者の関係についてはあらためて考察したい。